

令和2年1月21日

令和元年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和2年1月21日会議提出議案一覧表

議案第63号	令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第11号）	・・・	別冊
議案第64号	鳥羽市景観条例の制定について	・・・	1
議案第65号	工事請負変更契約の締結について	・・・	7
議案第66号	工事請負変更契約の締結について	・・・	8
報告第9号	専決処分した事件の報告について （令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第10号））	・・・	9

議案第64号

鳥羽市景観条例の制定について

鳥羽市景観条例を次のように定める。

令和2年 1月21日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

本市の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観法の施行に関し必要な事項その他景観づくりの推進に関し必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観づくりに関する市と市民等の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項その他景観づくりのために必要な事項を定めることにより、本市の豊かな自然景観やみなとまちの景観など、良好な景観の保全及び創出を図り、もって市民生活の向上や地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 地域の個性及び特色を生かした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に存する土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(責務)

第3条 本市は、景観づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、自ら景観づくりを実践するとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、景観づくりについて必要な配慮をするとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

第4条 市長は、本市の区域内の景観づくりを推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に規定する事項のほか、本市が推進する景観づくりに関して必要な事項を定めるものとする。

(策定の手続)

第5条 市長は、景観計画を定めようとするときは、第14条第1項に規定する鳥羽市景観審議会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするとき(規則で定める軽微な変更を除く。)も、同様とする。

(届出を要する行為等)

第6条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出を要する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次条第2号において同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第2号において同じ。)その他の物件の堆積

2 前項に規定する行為に係る届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出を要しない行為)

第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその期間が90日を超えて継続しないもの

(3) 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、

景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(4) 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

(5) 規則で定める工作物に係る行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為
(事前協議等)

第8条 法第16条第1項又は第2項に規定する行為をしようとする者は、同項の規定による届出の前に当該行為が景観計画に定める行為についての制限に適合するか否かについて、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議において、当該協議に係る行為が景観計画に定める行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告の手続等)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

第11条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

第12条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(行為の完了報告)

第13条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は当該通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(鳥羽市景観審議会)

第14条 この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥羽市景観審議会を置く。

2 鳥羽市景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、三重県景観づくり条例（平成19年三重県条例第66号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 三重県景観づくり条例に基づく景観計画は、施行日から第4条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、同条の規定により定めた

景観計画とみなす。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 都市計画審議会委員	日額	6,100円	同	」を
-------------	----	--------	---	----

「 都市計画審議会委員	日額	6,100円	同	」に
景観審議会委員	日額	6,100円	同	

改める。

議案第 6 5 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工 事 名	内 容		
	変更事項	変更前	変更後
鳥羽市水産研究所新築工事	契約金額	259,050,000 円	269,390,000 円

令和 2 年 1 月 2 1 日 提 出

令和 2 年 1 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和元年 6 月 2 6 日会議において可決された工事請負契約（受注者 磯部・亀川特定建設工事共同企業体）について、その内容の一部を変更したく、本提案とするものである。

議案第 66 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工 事 名	内 容		
	変更事項	変更前	変更後
鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事	契約金額	1,314,500,000 円	1,353,178,200 円

令和 2 年 1 月 21 日 提 出

令和 2 年 1 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

令和元年 6 月 26 日会議において可決された工事請負契約（受注者 ナカノフドー・村瀬特定建設工事共同企業体）について、その内容の一部を変更したく、本提案とするものである。

報告第9号

専決処分した事件の報告について

(令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第10号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年 1月21日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎